

事務連絡
令和5年6月20日

木質バイオマス証明ガイドライン認定団体各位

林野庁木材利用課長

「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の
適切な運用について

平素より木質バイオマスの利用推進に御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成24年以降、再エネ特措法に基づき FIT/FIP 認定を受けて稼動する木質バイオマス発電施設は、主に間伐材等由来の木質バイオマスを燃料とするものだけでも、令和4年9月末時点で114件（約48万kW。RPSからの移行認定分を除く。）に増加しているところです。また、これに伴い、国産木質バイオマスの利用量も年々増加し、令和3年に934万m³となっています。

FIT/FIP 制度における木質バイオマス発電については、木質バイオマスの由来に応じて異なる調達価格・基準価格が設定されていることから、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「証明ガイドライン」という。）において、素材生産事業者やチップ加工事業者等による適切な分別管理とこれに基づく由来（「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」）の証明書の発行が求められています。また、認定団体においては、事業者に対する分別管理体制等の審査・認定、立入検査、認定の取消のほか、認定事業者の取扱実績の取りまとめ・公表等の対応が求められています。

一方、令和4年度補助事業により実施した認定団体向け調査の結果（※）によれば、認定事業者から提出された取扱実績の取りまとめ結果を公表している認定団体が5割に留まるなど、証明ガイドラインに基づく対応が十分とはいえない状況も見られます。

FIT/FIP 制度に基づく発電事業については、賦課金を負担する電気利用者の信頼を確保する必要があり、各種ルールの確実な遵守が求められます。そのため、FIT/FIP 制度の下で発電用の燃料として供される木質バイオマスについても、不適切な分別管

理や証明書発行等の事案が起きないように、証明ガイドラインの適切な運用を確保する必要があります。

つきましては、各認定団体におかれては、下記を踏まえ、証明ガイドラインの適切な運用に取り組んでいただくようお願いします。

※日本木質バイオマスエネルギー協会『発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン』の運用に関する実態調査 成果報告書（令和5年3月）

<https://jwba.or.jp/project-report/woody-biomass-certification-guideline/>

記

1. 情報公開

認定団体は、自らの認定に係る取組の透明性・信頼性を確保するため、以下の点について団体等のホームページにおいて公表するようお願いします。（事業所の掲示板への掲示は、公表には該当しないことに御留意願います。）

- ・証明ガイドラインに基づき定める「自主行動規範」及び「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領」
- ・認定した事業者の名称、代表者氏名、住所、団体認定番号、認定年月日などの情報
- ・認定事業者から提出された前年度分の木質バイオマスの取扱実績報告の取りまとめ

2. 認定事業者に対する指導等

認定団体には、事業者を認定した責任が伴うため、認定（認定の更新を含む）に係る審査は厳正に行うようお願いします。審査の信頼性向上のため、現地審査の実施について積極的に検討してください。

認定事業者が認定時の状況を維持し、分別管理・由来証明を適切に実施するよう、認定時以外にも、計画的に各認定事業者の事務所や土場への訪問等を行い、証明書の記載内容やその根拠書類、分別管理状況、書類の保管状況等ガイドラインの運用状況に係る確認、研修の実施などに取り組んでいただくようお願いします。

認定事業者が適切に分別管理を行っていない等の情報があったときは立入検査を実施し、不適切な事案を確認したときは、内容に応じて改善の指導や認定取消等を行うことで、ガイドラインの信頼性を確保するようお願いします。